



群労発基 0407 第 2 号  
令和 4 年 4 月 7 日

群馬県火薬類保安協会長 殿

群馬労働局長  
(公印省略)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針  
の一部を改正する件」の周知について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）について、別紙 1 のとおり指針の改正を行い、令和 4 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙 2 の改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により改正された個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「改正個人情報保護法」という。）が、令和 4 年 4 月 1 日より施行されることとなったことを踏まえ、指針の改正を行いました。

### 2 改正の内容

改正個人情報保護法において、同法第 23 条第 1 項第 1 号が第 27 条第 1 項第 1 号となったことを踏まえ、当該条項を引用している指針において必要な改正を行うものです。